

八王子市工事成績評定取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、八王子市が発注する請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、監督員及び検査員が公正かつ適切に評定を実施することにより、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

（対象工事）

第2条 評定は、1件の予定価格が、200万円を超える工事について行うものとする。
ただし、次に掲げる工事にあつては、評定を省略することができる。

- （1）水路等のしゅんせつや、土砂等の処分を目的とする工事
- （2）案内板、銘板、標識等の設置工事
- （3）交通安全施設等（区画線設置、交通標識設置、ガードレール設置等）の工事
- （4）土のう積み、側溝蓋掛け等の工事
- （5）試掘、解体（予定価格が2,000万円以下のものに限る）、撤去等の工事
- （6）機械の設置及び撤去、交換、補修等の工事
- （7）災害復旧等の工事や緊急工事
- （8）特定業者が施工（運動施設等整備、防護柵等の設置等）の工事
- （9）品質管理担当課長が必要と認めるもの。

（評定者）

第3条 評定は、次の者が行うものとする。

- （1）当該工事の監督員（総括監督員、主任監督員、担当監督員）
- （2）当該工事の検査を行った検査員

（評定の時期）

第4条 評定の時期は、完了検査（一部しゅん工の検査を含む）の合格後とする。

（評定の実施）

第5条 評定者は、請負工事ごとに、工事成績評定表（別記第1号様式。以下「評定表」という。）の各項目について、次条の規定により評定を行う。

（評定の方法）

第6条 主任監督員及び担当監督員の評定は、評定表の評定項目中「基本的な技術力」、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」及び「社会的貢献」の各評価項目について、工事成績

評価項目別評価表（別記第2号様式から第5号様式）により行い、その結果を総括監督員に報告するものとする。このとき、八王子市検査事務要綱第3条に定める検査を実施した場合には、直近の当該検査結果を加味した評価を行うものとし、検査終了後の手直しについては加味しないものとする。

- 2 総括監督員は、前項により主任監督員及び担当監督員の行った評価の結果を総合的に判断し、評価表の各評価項目（「法令・契約等の遵守」の項目を除く。）について評価を行うものとする。
- 3 総括監督員は、評価表の評価項目中「法令・契約等の遵守」について、工事成績評価項目別評価表（第6号様式）により評価を行うものとする。
- 4 総括監督員である工事担当課長は、工事成績評価報告書に当該工事に係る意見を付し、評価表とともに品質管理担当課長に報告するものとする。このとき、「技術力の発揮」、「創意工夫と熱意」、「社会的貢献」の評価に加点があった場合は、第3号様式から第5号様式を添付し、「法令・契約等の遵守」の評価に減点があった場合は、第6号様式に加え根拠資料を添付するものとする。
- 5 検査員は、検査成績評価表（第7号様式）及び検査成績項目別評価表（第8号様式）により評価を行うものとする。このとき、八王子市検査事務要綱第3条に定める検査を実施した場合には、直近の当該検査結果を加味した評価を行い、その評価結果を評価表により品質管理担当課長に報告するものとする。
- 6 品質管理担当課長は、前2項の規定により報告を受けた監督員及び検査員の評価結果を評価表に取りまとめるものとする。

（評価の基準）

第7条 工事成績評価の評価の基準については別に定める。

（評価区分）

第8条 工事成績評価に基づく評価区分は、以下のとおり定める。

評価区分 (ランク)	評定点	評価の内容
A	86 点以上	他の模範となる優秀な工事
B	80 点以上で 86 点未満	優良な工事
C	75 点以上で 80 点未満	標準的な工事
D	70 点以上で 75 点未満	標準的な工事であるが、軽微な改善すべき事項がある工事
E	60 点以上で 70 点未満	改善すべき事項が多く、当該請負者に指

		導が必要な工事
F	60 点未満	改善すべき事項が著しく多く、当該請負者に強い指導が必要な工事

（評価内容の確認）

第 9 条 品質管理担当課長は、報告を受けた監督員及び検査員の評価結果に関する内容等について、評価基準との整合性及び妥当性を確認し、疑義が生じた場合は、評価者に説明を求めることができる。

2 品質管理担当課長は、前項の説明内容について、不備が認められる場合は、当該評価者に対し修正を求めることができる。

3 前項の規定により、品質管理担当課長から修正を求められた評価者は、速やかに評価内容を見直し、その結果を再提出しなければならない。

（評価結果の処理）

第 10 条 品質管理担当課長は、評価結果を契約課長に報告し、工事成績評価結果通知書により工事担当課長に通知する。また、工事成績評価通知書（第 9 号様式）により受注者に通知する。

（評価通知の説明）

第 11 条 受注者は、品質管理担当課長に対し、評価の内容について、前条の通知を受けた日の翌日から起算して 7 日以内（期間の末日が休日にあるときは、当該期間はその翌日に満了する。以下同じ。）に説明を求めることができる。

2 品質管理担当課長は前項の規定により説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

3 工事担当課長及び契約課長は、前項の説明について品質管理担当課長に協力しなければならない。

（苦情申立て）

第 12 条 受注者は、前条第 2 項の説明に不服があるときは、品質管理担当課長に対して苦情の申立てをすることができる。

2 受注者は前項の苦情の申立てをする場合は、説明を受けた日の翌日から起算して 14 日以内に苦情申立書（第 10 号様式）を提出しなければならない。

3 前項の対応について必要な事項は別に定める。

（八王子市工事等成績評価苦情審査委員会の設置）

第 13 条 前条の苦情の申立てに厳正かつ公正に対処するため、別に定める八王子市工

工事等成績評定苦情審査委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 品質管理担当課長は、苦情が申立てられたときは、遅滞なく八王子市工事等成績評定苦情審査委員会（議案書）（第11号様式）を作成し、工事等成績評定等の関係資料を添えて委員会の審査に付さなければならない。

（苦情申立者への回答）

- 第14条 品質管理担当課長は、委員会の審査結果を踏まえ、申し立てられた苦情に対する回答について決定し、速やかに回答書（第12号様式）を申立者へ送付する。
- 2 前項の規定により評定の修正が必要であると決定されたときは、当該評定を行った監督員及び検査員は、委員会の審査結果を踏まえ評定のやり直しを行う。

（評定の修正）

- 第15条 監督員又は検査員は、第14条第2項の委員会の審査結果又は評定を修正すべき新たな事案が認められたときは、当該工事成績評定を修正することができる。ただし、修正ができる期間は、しゅん工日から2年間とする。
- 2 前項により工事成績評定を修正する場合は、第5条及び第6条、第9条、第10条の規定を準用する。
- 3 前項の規定により修正した工事成績評定の効力は、工事成績評定の修正通知後将来に向かってのみ生じる。

（評定結果の公表）

- 第16条 品質管理担当課長は、工事成績評定結果を公表する。
- 2 前項の実施についての細目は、別に定める。

（データベースの管理）

- 第17条 品質管理担当課長は工事成績評定の結果をデータベース化し、その管理に努めなければならない。

（評定の検証）

- 第18条 品質管理担当課長は年度毎の工事成績評定を取りまとめ、その結果を検証し、公表しなければならない。
- 2 前項の実施についての細目は、別に定める。

（評定の活用）

- 第19条 契約課長は、品質管理担当課長から評定結果の報告を受け、別に定める基準に基づき、受注者の適正な選定に努めなければならない。

(改善指導)

第20条 品質管理担当課長は、評価区分のEランク以下を取得した受注者に対し、検査における指摘事項について改善指導を行い、改善計画書の提出を求めるものとする。

2 品質管理担当課長は、改善計画書の提出について、通知(第11号様式)を行い、受注者は通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に提出しなければならない。

(一部しゅん工の検査)

第21条 一部しゅん工の検査の評定は、第6条及び第9条により行い、品質管理担当課長は、完了検査後まで一部しゅん工の検査の評定表を保管する。

2 品質管理担当課長は、完了検査後、一部しゅん工の検査及び完了検査の評定点を集計し、工事成績評定集計表(第10号様式)に取りまとめる。

附 則

この要領は、平成7年9月1日以降の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成11年10月1日以降の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日以降に契約を締結する工事に適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日以降の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成25年8月26日以降の評定から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から適用する。